

公益財団法人日本陸上競技連盟
利益相反管理規程

第1条 (目的)

公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）は、わが国における陸上競技界を統轄し、代表する団体として、陸上競技を通じスポーツ文化の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的としている。

本連盟に対する国民・社会からの信頼を醸成するためには、本連盟における利益相反取引への適切な対応が組織のガバナンスとして重要である。

利益相反管理規程（以下「本規程」という。）の目的は、本連盟が、事業を遂行するうえで生じる関係当事者との利益相反取引を適切に管理し、もって本連盟の適正な業務遂行を確保することにある。

第2条 本規程における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 本連盟の役員とは、本連盟の理事及び監事をいう。
- 2 役職員とは、本連盟の役員及び職員をいう。
- 3 特別関係者とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 役職員が保有する株式（持分会社の場合には、役職員の出資の価額）が発行済株式総数（持分会社の場合には、総出資額）の過半数である会社
 - (2) 役職員を役員とし、又は雇用する会社
 - (3) 前号の会社の完全親会社又は完全子会社
 - (4) 役職員を雇用する個人
- 4 関係者とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 役職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 役職員の一親等以内の親族（当該親族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (3) 役職員の配偶者又は一親等以内の親族を役員とする会社
 - (4) 役職員並びにその特別関係者及び関係者が保有する株式（持分会社の場合には、役職員の出資の価額）の合計が発行済株式総数（持分会社の場合には、総出資額）の過半数である会社
- 5 関連団体とは、加盟団体、地域陸上競技協会、協力団体、市区町村陸上競技協会、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会をいう。

第3条 (本規程の適用範囲)

本規程は、役職員に適用する。

第4条 (利益相反取引)

「利益相反取引」とは以下の各号のいずれかに該当する取引をいう。ただし、本連盟が負担なく贈与を受ける取引その他の取引の性質上本連盟に損害を生じさせるおそれのない取引を除く。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本連盟と行う取引
- (2) 本連盟が理事以外の者との間において行う取引であつて、本連盟と理事との利益が相反する取引

第5条 (準利益相反取引)

「準利益相反取引」とは、以下の各号のいずれかに該当する取引（利益相反取引に該当するもの、本連盟と関連団体との間の取引及び本連盟と職員との雇用契約に伴うものを除く。）をいう。

- (1) 役職員又はその特別関係者が自己又は第三者のために本連盟と行う取引
- (2) 役職員又はその特別関係者と本連盟との利益が相反する取引
- (3) 役職員の関係者が自己又は第三者のために本連盟と行う取引のうち、当該役職員が実質的に関与するもの
- (4) 本連盟と役職員の関係者との利益が相反する取引であつて、本連盟が行う取引のうち、当該役職員が実質的に関与するもの

第6条 (利益相反取引の承認・報告)

理事は、本連盟との間で利益相反取引を行おうとするときは、取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事は、本連盟を代表若しくは代理し、又は他の役職員に代理させて利益相反取引を行おうとするときは、取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事は、利益相反取引を行った場合には、取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7条 (準利益相反取引の承認)

役職員は、本連盟との間で準利益相反取引の内1,000,000円以上の取引を行おうとするときは、取引について重要な事実を開示し、利益相反管理委員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める1,000,000円以上の取引とは、原則として1件1,000,000円以上の取引をいうものとする。ただし、社会通念上一体とみられる取引については、総額1,000,000円以上のものをいい、継続的な取引については、1年間の総額1,000,000円以上の取引をいうものとする。
- 3 役職員は、本連盟を代表若しくは代理し、又は他の役職員等に代理させて準利益相反取引を行おうとするときは、取引について重要な事実を開示し、利益相反管理委員会の承認を受けなければならない。

第8条 (役職員の義務)

役職員が利益相反取引又は準利益相反取引を行うには、前2条に定める承認を受けるほか、以下の各号に定める取引の種類に応じ、それぞれに定める条件を充足しない限り、これを行ってはならない。

- (1) 役職員が自己のために本連盟との間で行う、又は役職員個人と本連盟の利益とが相反する利益相反取引若しくは準利益相反取引
当該取引を行う以外の方法により代替できない特段の事情がある場合であって、取引条件が相当な内容であると認められること
- (2) 本連盟と関連団体との間の利益相反取引
当該取引が、本連盟の事業活動に有益であり、かつ取引条件が相当な内容であると認められること
- (3) その他の利益相反取引又は準利益相反取引
当該取引について、当該相手方と行うことが必要であり、かつ取引条件が相当な内容であると認められること

第9条 (事前報告)

役職員は、自己に関し、利益相反取引又は準利益相反取引が行われる可能性を認識したときは、利益相反管理担当者にこれを報告しなければならない。

第10条 (利益相反取引の管理)

本連盟は、事務局内に利益相反取引管理担当者を設置し、利益相反取引の管理に関する事務を担当させるものとする。

- 2 利益相反管理担当者は、本連盟が行う取引のうち利益相反取引又は準利益相反取引に該当するものに係る情報収集を集約し、利益相反取引又は準利益相反取引が行われる可能性があることを認識したときは、速やかに専務理事に報告するものとする。

第11条 (雑則)

本規程に定めるもののほか、利益相反取引の管理に関し必要な事項は、理事会が定める。

- 2 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、2024年3月26日から施行する。